

5 年 保 存  
令和10年3月31日満了  
F N o . - 01010802  
崎装（装一）第217号  
令和4年6月23日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察官の礼装要領の制定について（通達）

長崎県警察官の礼装要領については、「長崎県警察官の礼装要領の制定について（通達）」（平成31年3月6日付け崎装（装一）第74号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添要領を制定し、令和4年7月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

## 長 崎 県 警 察 官 の 礼 装 要 領

### 1 礼装の制式等

長崎県警察官の礼装の制式は、別表第1「長崎県警察官の礼装の制式」に定めるとおりとする。ただし、制服、制帽、ひも式黒色短靴、白手袋に飾緒及び礼肩章を着用（以下「略礼装」という。）して礼装に代えることができる。

### 2 礼装着用基準

礼装を着用する場合は、別表第2「礼装着用基準」に定めるとおりとする。

### 3 警察勲功章等の着用

礼装の場合における警察勲功章等の着用については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項及び第3項に準ずるものとする。

### 4 礼装を着用する場合の拳銃等の着装

(1) 礼装を着用する場合には、拳銃及び帯革一式は着装しないものとする。ただし、拳銃については、本部長が特に指示したときは、目立たないよう適宜の方法によりこれを着装するものとする。

(2) 略礼装の場合は、帯革本帯のみを着装するものとし、拳銃、拳銃入れ及び拳銃つりひもについては、本部長が特に指示したときに限り、制服着用時の方法により帯革に着装するものとする。

### 5 弔意を表する場合の特例

礼装による公葬参列など弔意を表する場合は、飾緒を取り外し、黒色又は紺色のネクタイを用い、喪章を着用するものとする。

### 6 礼装の斉一

公の儀式等で礼装を着用する場合は、服装の斉一を期するため、その行事を主管する所属長は、礼装の種別及び着用者の範囲等について警務部長の指示を受けるものとする。

### 7 礼装の着用期間

礼装の着用期間については特に定めず、必要に応じて着用することができるものとする。

### 8 礼装の調製、貸出し、保管等

(1) 礼装は、長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例（平成6年長崎県条例第13号）第4条の規定による特殊の被服として調製し、警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が保管、管理するものとする。ただし、必要がある場合は、その保管、管理を他の所属長に依頼することができる。

(2) 所属長は、礼装を必要とするとき又は所属職員から礼装の借用申請があった場合で、礼装着用の必要があると認めるとき及び着用を終了し返納するときは、長崎県警察職員給貸与品管理システム（以下「給貸与品管理システム」という。）により借用（支給・貸与）申請又は返納申請を行うものとする。

(3) 借用申請に係る事務は、装備施設課長が行うものとし、給貸与品管理システムにより貸出し等の状況を明らかにしておくものとする。

### 9 その他

この要領で定めるもののほか、礼装の運用に関し必要な事項は、装備施設課長が別に定めるものとする。